

議会のインターネット中継にかかる要綱等の整備について

1. 飯塚市議会インターネット中継にかかる経過について

平成24年 9月	・「飯塚市議会のインターネット中継を開始することの請願」が提出される。
12月	・本会議最終日に同請願を全会一致で採択
平成25年 9月	・本会議においてインターネット中継を開始
12月	・委員会においてインターネット中継を開始

2. 要綱等整備の必要性について

本市議会におけるインターネット中継については、現在は試行という位置付けとなっており、本実施に移行するためには、次のような事項について要綱等で定めておく必要がある。

- インターネット中継を行う会議の範囲
- 録画中継の公開開始時期及び公開期限
- 録画中継の編集（発言取り消し等）
- 著作権の帰属
- 公開内容の位置付け

（地方自治法第123条、飯塚市議会会議規則第80条、飯塚市議会委員会条例第30条に規定する会議録及び委員会の記録とはならない）

- 機器トラブル等により中継ができない場合の取り扱い

3. インターネット中継にかかる要綱等の制定状況

全国市議会議長会が実施した「平成27年度 市議会の活動に関する実態調査」において、本会議及び委員会の両方でインターネット生中継・録画中継を実施していると回答のあった全国55市・区議会を対象としてアンケート調査を実施した結果、要綱または要領を制定しているのは10市であった。10市の規定内容は次のとおり。

	市名	種別	録画中継 開始時期	録画中継 公開期限	録画データ 保存期限	録画配信の 編集	中継できない場合の 対応
1	横浜市	要綱	2日後	開始日から 12年後	—	—	—
2	横須賀市	〃	翌日	(5年間) ※先例による	—	個人情報	—
3	鎌倉市	〃	3日後	翌年の同月定例会の 開会日以後 *1	—	発言取消	—
4	東大阪市	要綱・ 要領	6日後	開始日から 1年間	—	発言取消	—
5	和泉市	要綱	3日後	開始日から 1年間	配信開始日 から5年間	発言取消	不測の事態、事故等が発生したときは、映像を配信しないことができる。

6	神戸市	〃	概ね 3日後	開始日から 2年間	—	発言取消	—
7	鳴門市	〃	7日後	—	—	発言取消のほか申出があり議長が必要と認めるもの	—
8	宗像市	〃	4日後	—	概ね4年間	発言取消	—
9	登別市	要領	—	開催日から 5年間	—	発言取消	—
10	船橋市	〃	—	—	—	発言取消	—

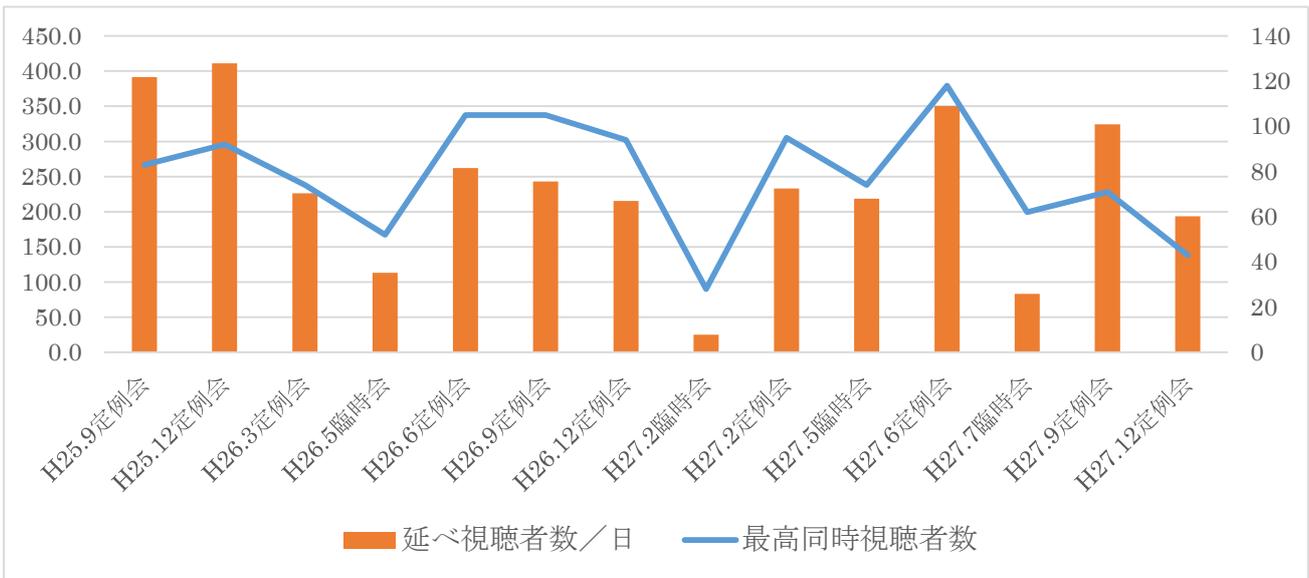
*1 議員改選があったときは、改選後最初に開かれる議会の開会日前に、改選前に行われた本会議及び委員会等に係る録画中継を停止する。

4. 本市議会における要綱等での規定内容（案）

	項 目	規 定 内 容
要綱	(1)中継を行う会議	①本会議 ②常任委員会 ③議会運営委員会 ④特別委員会 ⑤その他議長が認める会議
	(2)中継の形態	①生中継 ②録画中継
	(3)録画中継の開始時期	会議のあった日から7日後まで（土日を含まない） ※3. に掲げる各市議会は編集を業者に委託しているが、本市議会では事務局が編集を行っている。
	(4)録画中継の公開期間	掲載した日から3年が経過した年度末まで ※議会事務局における一般文書の保存年限に準じるもの
	(5)著作権	議会に帰属
	(6)会議録との関係	正式な会議録としては取り扱わず、その旨を議会ホームページに明示する。
	(7)生中継の中止・中断	①会議を秘密会とする議決があったとき ②議長または委員長が必要と認めるとき （要領において機器故障等発生時を規定）
	(8)録画中継の編集	会議録及び委員会の記録に掲載しない事項を削除
要領	(1)会議の開会と生中継の開始時期	議長及び委員長は生中継開始を確認後に開会を宣言する。
	(2)機器故障時の会議の対応	・機器故障等により会議時刻に生中継が開始できない場合、その旨を通知し、会議を開会する。 ・開会后、機器故障等により生中継が中断した場合は、その旨を通知し、会議を継続する。
	(3)機器故障時の録画中継の対応	・画像及び音声の録画中継ができない場合は、音声のみによる録画中継を行うこととし、その旨を議会ホームページに明示する。 ・音声のみの録画中継も行えない場合は、その旨を議会ホームページに明示する。
	(4)録画データの保存期間	・録画中継の掲載期間とする。

《参考》

1. 議会インターネット中継の視聴状況について（本会議のみ）



2. これまでの中継トラブル事例について

年 月 日	事 例 及 び 対 応
平成27年 5月20日 第1委員会室	配信テスト中、U S T R E A M側のサーバーエラーで、配信ができないことを確認。 中継ができない場合の対応を検討していたが、委員会開会前にエラー状態が回復し、中継を行うことができた。
平成27年 6月15日 本会議場	議長席側カメラ（議員席撮影用）が全景を映した状態のまま操作不能となり、本会議終了後、再度テストを行うと完全に映らなくなった。 ⇒カメラ本体の交換修繕を実施。
平成27年 8月 4日 第1委員会室	議員側と執行部側の画面を切り替えようとする、切り替え時に挿入される青い画面のままとなってしまった。 ⇒1分ほど経過ののち、正常な状態に復帰。
平成27年 9月18日 本会議場	中継状態確認用のパソコンでU S T R E A Mの画面が暗転し、中継状態が確認できなくなった。U S T R E A M側の通信トラブルと思われるが、中継自体は継続できていた。
平成27年11月13日 第1委員会室	U S T R E A M側への通信エラーにより、生中継が2回ストップした。中継用機器の再起動により中継を再開したが、その間の委員会の状況は録画できなかった。 ⇒後日、音声ファイルのみの録画中継を掲載した。
平成27年12月9日 本会議場	生中継は問題なく行われたが、録画中継用のデータをY o u T u b eで配信したところ、頻繁に音声途切れる不具合が発生した。 ⇒後日、バックアップデータに差し替えて掲載した。

<p>平成28年6月 本会議場</p>	<p>中継は問題なく行われたが、U S T R E A M側に保存されている録画データの一部が、意図しない箇所で中断されていたり、視聴できない状態となっていた。特定できていないが、U S T R E A M側との通信エラーが原因と思われる。 ⇒バックアップデータにて録画中継を掲載する予定。</p>
<p>平成28年6月21日以降 第1委員会室</p>	<p>画像が正常に表示されず、中継画面の左上部分のみが映された状態となってしまう。機器の再起動等を試すが改善されない。 ⇒音声のみの生中継とし、開会前に委員長より音声のみの中継となることをアナウンスした。</p>

飯塚市議会インターネット中継に関する要綱を次のように定める。

平成28年〇〇月〇〇日

飯塚市議会議長 鯉川 信 二

飯塚市議会インターネット中継に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市議会(以下「議会」という。)の会議のインターネット中継に関し必要な事項を定めるものとする。

(中継する会議)

第2条 インターネット中継を行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 特別委員会
- (5) その他議長が認めるもの

2 前項に掲げる会議が、飯塚市議会会議規則(平成18年飯塚市議会規則第1号)(以下「会議規則」という。)及び飯塚市議会委員会条例(平成18年飯塚市条例第228号)(以下「委員会条例」という。)に定める秘密会とされたときは、インターネット中継を行わない。

(中継の方法)

第3条 インターネット中継の形態は、生中継及び録画中継により行う。

(録画中継の掲載期間)

第4条 録画中継は、原則として第2条第1項各号に掲げる会議のあった日から起算して7日後(当該7日には、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する飯塚市の休日を含まないものとする。)までに、議会のホームページに掲載するものとし、その掲載した日から起算して3年が経過した年度末に議会のホームページから削除するものとする。

(著作権等)

第5条 インターネット中継による個々の情報の著作権は、議会に帰属するものとし、その旨を議会のホームページに明示するものとする。

2 インターネット中継による個々の情報は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び

会議規則に定める会議録並びに委員会条例に定める委員会の記録とはならない旨を議会のホームページに明示するものとする。

(インターネット中継の中止等)

第6条 議長が必要と認めるときは、本会議及び第2条第1項第5号に掲げる会議に係る生中継を中止することができる。

2 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長が必要と認めるときは、当該各委員会に係る生中継を中止することができる。

3 第2条第1項各号に掲げる会議において会議規則に規定する会議録及び委員会の記録に掲載しない事項については、録画中継の画像及び音声についても編集するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、インターネット中継に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年〇月〇日から施行する。

飯塚市議会インターネット中継に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯塚市議会インターネット中継に関する要綱(以下「要綱」という。)に規定する項目を遺漏なく執り行うことを目的に、インターネット中継の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(本会議及び委員会における生中継)

第2条 議長及び委員長は、生中継が開始されたことを確認したのち開会を宣言する。

2 機器故障等により生中継が開始されず開議時刻となった場合は、議長及び委員長は生中継が開始できない旨を通知し、開会を宣言する。

3 要綱第2条第1項各号に掲げる会議中に機器故障等により生中継が中断した場合は、議長及び委員長は生中継が中断した旨を通知し、会議を継続する。

(機器故障等の対応)

第3条 機器故障等により画像及び音声の録画中継ができない場合は、録音機器より音声記録を取得し、音声のみによる録画中継を行い、その旨を飯塚市議会(以下「議会」という。)のホームページに明示する。

2 前項に規定する対応で、録音機器より音声記録が取得できない場合は、機器故障等により録画中継を行えない旨を議会のホームページに明示する。

(録画中継の画像及び音声)

第4条 録画中継に係る記録の保存期間は、要綱第4条に規定する録画中継の掲載期間とする。

附 則

この要領は、平成28年〇月〇日から施行する。